

避難指示解除準備区域（浪江町）において飲食店を営んでいたが、原発事故による避難中、他県にて同様に飲食店を営み、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業再開した申立人の営業損害（追加的費用）について、一部設備を避難の際に持ち出して、移転先において加工の上、用いていたところ、当該設備の移転先からの撤去費用、帰還後の店舗に用いるために当該設備を再運搬、再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用から当該設備の財物賠償として賠償を受けた額を差し引いた額等が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として金17万8200円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び

被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年 9 月 1 1 日

（仲介委員 野崎 晃）

別紙

単位：円

損害項目			期間	金額		
追加的費用	(1)	カウンター撤去運搬工事	ア	搬出路地、床養生費	35,000	165,000
			イ	場内運搬、積み込み等	40,000	
			ウ	仮設資材(電動手動工具等)	5,000	
			エ	駐車料経費	10,000	
			オ	搬入運搬(浪江町)、交通費等	75,000	
	(2)	消費税分				13,200
合計金額					178,200	

避難指示解除準備区域（浪江町）において飲食店を営んでいたが、原発事故による避難中、他県にて同様に飲食店を営み、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業再開した申立人の営業損害（追加的費用）について、一部設備を避難の際に持ち出して、移転先において加工の上、用いていたところ、当該設備の移転先からの撤去費用、帰還後の店舗に用いるために当該設備を再運搬、再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用から当該設備の財物賠償として賠償を受けた額を差し引いた額等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害：追加的費用

期間：自 平成29年8月1日
至 平成29年9月30日

2 損害額の確認

申立人と被申立人は、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）の損害額が金107万8200円であることを相互に確認する。

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、令和元年9月11日付和解契約書（一部）に基づいて、第1項記載の損害項目に関する賠償金として、金17万8200円を支払い済みであることを相互に確認する。

4 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）についての和解金として、第2項の金107万8200円から、前項の既払金17万8200円を控除した残額である金90万円の支払義務があることを認める。

5 支払方法

（省略）

6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年10月29日

（仲介委員 野崎 晃）